2022確定闘争
交渉ヤマ場 11月14日～18日
賃金確定闘争の要求書提出、
交渉・妥結へむけ取り組もう

自治労茨城

水戸市桜川 2-3-30　自治労茨城県本部
Ｅメールアドレス kenhonbu@j-ibaraki.jp
編集発行人 ＝ 千　歳　益　彦
毎　月　５　の　日　発　行
定　　価 ＝ １部５円(組合費に含む)
印 刷 所 ＝ コトブキ印刷株式会社

地公労が確定交渉妥結

勧告どおり３年ぶり賃金引き上げ

県職連合、茨教組などで構成する地公労（茨城県地方公務員労働組合共闘会議）は、10月18日に賃金確定期の最終交渉を実施し、一定の成果が得られたとして合意に至り妥結しました。同日夕方、県庁内で報告集会を開き、妥結に至った経過を報告。55歳昇給停止の廃止や給料表の号給延長、人員確保など課題が残されつつも、３年ぶり賃金引き上げと家族看護休暇の拡充、会計年度任用職員の期末手当引き上げなど前進する内容となりました。

交渉経過

地公労は10月５日の人事委員会勧告を受け、同日、賃金・労働条件改善などに関する要求書を提出し、３回にわたる交渉を行ってきました。今年は12月に県議選を控えていることもあり、例年より約１か月前倒しとなる短期間での集中した取り組みによる妥結となりました。

交渉の中では、人事院勧告の完全実施と全世代にわたる賃金改善、会計年度任用職員の一時金の引き上げ、休暇制度の見直し、ハラスメント対策などを重点的に求めてきました。

特に、会計年度任用職員の一時金については、民間との均衡、国の期間業務職員との均衡、県正規職員との均衡を訴え改善を求めてきました。

人勧完全実施、家族看護休暇充実、会計年度職員の一時金・休暇改善

妥結内容は、人事委員会勧告のとおり給料表改定とボーナス０・１月分引き上げ、勤勉手当が支給されていない会計年度任用職員の期末手当に対して０・１月分が引き上げとなります。

休暇制度では、取得しやすい環境づくりの一環として「不妊治療休暇」を「出生サポート休暇」へ呼称を変更。家族看護休暇について、子の対象要件を「義務教育終了前の子」から「すべての子」に拡充。会計年度任用職員の子の看護休暇が正規職員同様に家族看護休暇へ、さらに短期介護休暇とともに無給から有給などを勝ち取りました。（合意内容は別記）

単組でも要求・交渉を

報告集会では、中山議長（茨教組）が、「今回の地公労交渉は、約２週間という短い交渉期間だったため全ての要求について改善が勝ち取れたわけではないが、一定の成果を得られたと考えている。積み残した課題は、引き続き組合員からの意見を集約しながら、それぞれの任命権者ごとでの交渉や来年度の地公労交渉にむけ解決へ取り組みを進めていく」としました。

県本部の各市町村職でも、確定期の要求、交渉が始まっていきます。この地公労での前進した妥結内容を踏まえ、ひとつでも多くの要求が実現できるよう取り組みを強化していきましょう。

地公労の合意内容

1．人事委員会勧告の実施
　①初任給及び若年層の給料月額引き上げ
　②ボーナス0.1月分引き上げ（4.30月→4.40月）
2．会計年度任用職員の期末手当を引き上げ（2023年度から）
　0.1月分（2.40月→2.50月）
3．特別休暇の呼称変更（2023年４月から）
　不妊治療休暇を「出生サポート休暇」へ
　※その他の休暇についても、引き続き調査・研究
4．がん治療に係る療養休暇のあり方
　2023年度内に成案を得るよう、引き続き協議
　（抗がん剤治療等への特例措置等）
5．家族看護休暇の看護対象者の拡充（2023年1月1日から）
　「義務教育終了前の子」を「すべての子」へ拡充し、
　「すべての子、配偶者、父母、配偶者の父母」とする
6．会計年度任用職員の特別休暇を改善（2023年4月1日から）
　①子の看護休暇（無給）を家族看護休暇（有給）へ拡充
　②短期介護休暇（無給）を有給
7．女性活躍及び両立支援について、引き続き取り組んでいく
8．ハラスメント防止策について、引き続き適正な運用に努める

年内執行予定選挙　県本部推薦候補者

推薦候補の必勝で政策実現をめざそう

県議会議員選挙　［2022年12月11日投開票］

候補者名	選挙区	定数	年齢	現・新	プロフィール
さいとう 英彰	日立市	4	61	現3	2007～2010年日立市議会議員、2010年県議会議員初当選、現在に至る。電機連合推薦、国民民主党。
二川 ひでとし	ひたちなか市	3	43	現2	2014年県議会議員初当選、現在に至る。電機連合推薦、国民民主党。
遠藤　実	那珂市	1	55	現2	那珂町議・同市議当選通算6期、県議会議員2期当選、現在に至る。連合茨城常陸野地協推薦、無所属。
しだら えみこ	筑西市	2	46	現3	2010年県議会議員初当選、現在に至る。連合茨城中央地協推薦、立憲民主党。
玉造　順一	水戸市・城里町	6	50	現1	水戸市議会議員3期、2018年県議会議員初当選、現在に至る。連合茨城中央地協推薦。立憲民主党。

自治体首長選挙　［2022年11月20日投開票］

候補者名	選挙区	定数	年齢	現・新	プロフィール
大谷　明	ひたちなか市	1	49	現1	2010年県議会議員初当選。2018年ひたちなか市長選初当選、現在に至る。連合茨城常陸野地協推薦。無所属。

自治体議員選挙　［2022年11月20日投開票］

候補者名	選挙区	定数	年齢	現・新	プロフィール
山本 しょうじ	稲敷市	18	56	現3	2018年稲敷市議選で３期目当選、現在に至る。連合茨城県南地協推薦。無所属。

自治体議員選挙　［2022年12月11日投開票］

候補者名	選挙区	定数	年齢	現・新	プロフィール
石松　俊雄	笠間市	22	63	現5	2018年笠間市議選５期目の当選、現在に至る。連合茨城中央地協推薦。無所属。

視覚障害その他の理由で活字のままでこの本を利用できない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社まで御連絡ください。

家族看護休暇を創設し 看護対象の「子」範囲拡大を

「子の看護休暇」とは、子の看護（負傷または疾病にかかったことによる世話）を必要とする際に認められる有給の休暇です。1年で5日間（対象の子が2人以上の場合は10日間）取得できます。疾病の予防を図るために必要とする場合も取得することが可能で、予防接種の付き添いなども含まれ、コロナワクチン接種でも多くの職員が取得しました。

県内単組の多くは、子の看護休暇の看護対象者が「中学校就学前の子」とされています。そのほか「就学前の子（国と同様）」とされているところが1単組、「義務教育終了前の子」とされているところが6単組となっています。

現在、新型コロナワクチンを11歳（小学5～6年生）以下の子が接種する場合、保護者の同行が必要とされています。しかし、実際には中学生や高校生であっても1人で接種を受けに行かせるのは親としては心配です。そのような場合、子の看護休暇の対象範囲をなるべく拡げておくことで、ワクチン接種同行でも休暇取得ができることになります。ワクチン接種は一例ですが、風邪など高熱で看病が必要な時でも小・中学生を自宅で1人にすることなく安心して休暇が取得できます。

また、看護の対象を「子」だけに限らず、「家族」にまで対象を拡げた「家族看護休暇」を導入した単組が7単組あります。看護の対象を「子、配偶者、父母及び配偶者の父母」と自身の両親だけでなく配偶者の両親まで対象としています。

さらに県職連合では、2023年1月から「子」の年齢要件をなくし「すべての子」と拡充し、高校生でも大学生でも、子であれば年齢に関係なく看護のための休暇が取れるようになります。

県本部は、単組へ示すモデル要求書の中に、安心し働き続けるための権利として家族看護休暇の創設を要求するよう呼びかけ、毎年のように家族看護休暇を勝ち取る単組が出ています。今後も、他市町村の休暇制度獲得状況の情報提供を行いながら各単組、組合員へ制度拡充の必要性を訴えていきます。

大学卒業後にのしかかる大借金。
奨学金制度が真に必要な制度となるよう認識の在り方を考える茨城県勤労者福祉研究集会

学費と奨学金問題の現状と課題

YouTubeによるライブ配信

2022年11月9日（水） 14：00～15：30

第１部：講演会 講師岩重佳治さん 奨学金問題対策全国会議事務局長

第２部：報道記者の視点から見た奨学金制度の課題
畑中一也さん LuckyFM 茨城放送報道デスク

単組新役員

阿見町職員組合
執行委員長　池田　昌弘
副執行委員長　中川　洋一
副執行委員長　殿岡　有美
書　記　長　立見　典子
書記次長　山本　英宏
給与対策部長　荻嶋　武志
文化厚生部長　三井　嵩史
同副部長　加藤　春菜
教育宣伝部長　慶徳　一優
同副部長　小玉　剛
女性部長　鶴田美智子
同副部長　久保田幸枝
青年部長　須原　和俊

かすみがうら市職員組合
執行委員長　櫻井　裕之
副執行委員長　山本　高嗣
副執行委員長　大久保隆史
書　記　長　栗股　政一
書記次長　玉造　泰之
執行委員　飯浦　瑠美
執行委員　坂入　智
執行委員　石井　拓也
執行委員　熊谷　洋輔
執行委員　嶋田　篤嗣
執行委員　川俣　公則

茨城県市町村職員共済組合職員組合
執行委員長　植田　義成
副執行委員長　北見　基幸
書　記　長　田﨑　友晃
書記次長　栗原美紀子
書記次長　井川　了輔
執行委員　鈴木　優希
執行委員　安齋加那子
執行委員　宮本　拓弥
執行委員　小松　里奈

はたらく女性の茨城県集会報告

休みたいときに休める職場にしよう

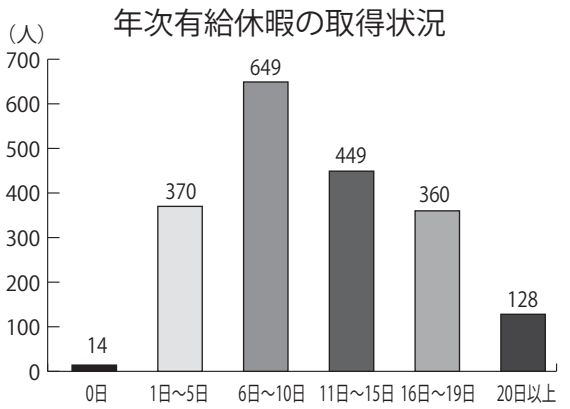

県本部女性部は、女性がひとりの人間として健康で定年まで安心して働き続けられる職場をめざし取り組みを進めています。1月から3月を「女性の働く権利確立強化月間」と位置づけ、単組ごとに「年次有給休暇・生理休暇取得状況調査」を行い、自分の職場環境の実態点検を行っています。

10月10日に自治労会館で開いた第62回はたらく女性の茨城県集会は、このアンケート結果の集約などから学習・交流し、よりよい職場環境の実現をめざす集会の基調が確認されました。参加者は、分散会で課題を共有し合い、どの職場でも同じような悩みを抱えている現状が明らかとなりました。

アンケート結果からは、行財政改革による人員削減などで業務量が増加し、多くの仲間が年休を取りたいときに取れていない実態が報告されています。また、生理休暇取得率は依然として低く、制度の周知、職場の周囲の理解も必要です。

働きやすい職場づくりのため、女性部運動に結集していきましょう。

生理休暇を取得できなかったことは？

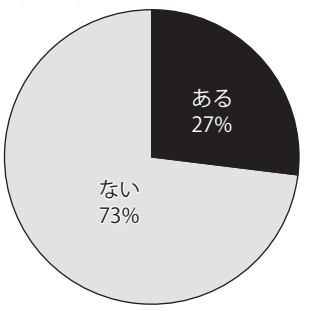
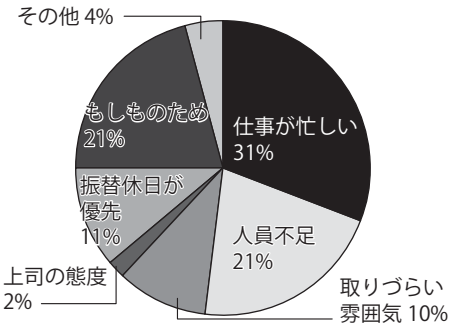
年休を残した理由は？